



■人間学科 教職課程受講条件

受講許可規準 (1)	第1セメスター	所定のガイダンスに出席し、かつ、受講申請書を期日までに提出していること (2)
	第2セメスター 終了時 (3)	第1セメスター、第2セメスターともにGPA2.30 以上であること
	第4セメスター 終了時 (4)	①第3セメスター、第4セメスターともにGPA2.30 以上および第4セメスター 終了時の累積GPAが2.30 以上であること ②人間学科履修条件をクリアしていること
継続判定規準	第2セメスター 終了時	第1セメスター、第2セメスターともにGPA2.30以上であること
	第4セメスター 終了時	①第3セメスター、第4セメスターともにGPA が2.30 以上であること ②人間学科履修条件をクリアしていること
	第6セメスター 終了時	①第5セメスター、第6セメスターともにGPA が2.30 以上であること ②人間学科履修条件をクリアしていること ③事前指導「P」評価を得ていること ④「教職概論」「教育原理」「学習・発達論」「社会公民科指導法Ⅰ・Ⅱ」 もしくは「社会科指導法(中学)Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること

- (1) 教職課程受講が許可された者には、教職課程受講者用の卒業要件が適用される。
- (2) 「教職課程の受講登録・継続申請」については8頁を参照。第3セメスター以降に教職課程の受講を開始することを希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (3) 第1セメスター時に受講登録申請を行わなかったものに対する受講許可判定である。受講許可規準を満たした場合、第3セメスターより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。
- (4) 第2セメスター終了時に継続判定規準もしくは受講許可規準を満たせなかった者に対する再判定である。指定の期日までに再判定希望申請を提出した場合、第4セメスター終了時に、再度受講判定を受けることができる。受講許可基準を満たした場合、第5セメスターより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。

■比較文化学科 教職課程受講条件

受講許可規準 (1)	第1セメスター	所定のガイダンスに出席し、かつ、受講申請書を期日までに提出していること(2)
	第2セメスター 終了時 (3)	次の①②いずれかおよび③を満たしていること。 ①累積GPA が2.40 以上であること ②TOEFL iBT45 点、TOEIC470 点、英検2 級以上のいずれかを取得していること ③第1セメスター、第2セメスターともに学習継続条件を満たしていること
	第4セメスター 終了時 (4)	次の①②両方を満たしていること。 ①累積GPAが2.40 以上であること ②すべてのセメスターにおいて学習継続条件、履修条件を満たしていること
継続判定規準	第2セメスター 終了時	次の①②いずれかおよび③を満たしていること。 ①累積GPA が2.40 以上であること ②TOEFL iBT45 点、TOEIC470 点、英検2 級以上のいずれかを取得していること ③第1セメスター、第2セメスターともに学習継続条件を満たしていること
	第4セメスター 終了時	次の①②両方を満たしていること。 ①累積GPAが2.40 以上であること ②すべてのセメスターにおいて学習継続条件、履修条件を満たしていること
	第6セメスター 終了時	次の①②③すべてを満たしていること。 ①すべてのセメスターにおいて学習継続条件、履修条件を満たしていること ②事前指導「P」評価を得ていること ③「教職概論」「教育原理」「学習・発達論」「英語科指導法Ⅰ」「英語科指導法Ⅱ」 の単位を修得していること

- (1) 教職課程受講が許可された者には、教職課程受講者用の卒業要件が適用される。
- (2) 「教職課程の受講登録・継続申請」については8頁を参照。第3セメスター以降に教職課程の受講を開始することを希望する場合にも、受講登録の申請が必要である。
- (3) 第1セメスター時に受講申請を行わなかったものに対する判定である。申請規準を充足した場合、第3セメスターより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。
- (4) 第2セメスター終了時に継続判定規準もしくは受講許可規準を満たせなかった者に対する再判定である。指定の期日までに再判定の希望申請を提出した場合、第4セメスター終了時に、再度受講判定を受けることができる。受講許可基準を満たした場合、第5セメスターより教職課程の受講ができる。ただし、単位修得状況によって卒業時期が遅くなる場合もある。